

2013年11月26日
JPOPM25

JPNICにおける アドレスポリシー施行ステータス

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部・インターネット推進部 奥谷泉



一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

実装勧告を受けている提案一覧

JPOPM23以降検討中の実装勧告

023-01 : APNIC EC Endorseに関連したJP PDP の変更	10月28日 施行
023-03 : IPv6 のPI割り当てにおけるマルチホーム要件の撤廃(prop-101 in APNIC)	7月30日 施行

JPからのAPNICでコンセンサスの得られた提案に関するJP PDP の変更

- これまでのプロセス:
 - JPOPM → APOPM (NIRで実装判断) → JPOPM → ポリシーWGからJPNICに実装勧告
- 変更後:
 - JPOPM → APOPM (NIRで実装判断: JPOPMから内容変更なし) → ポリシーWGからJPNICに実装勧告

一度JPOPMでコンセンサスが得られた提案は、APOPMでのコンセンサス後、再度JPOPMで提案を行う必要はない

APOPMでのコンセンサス内容が、JPOPMでのコンセンサスから変更がないことが前提

IPv6におけるPI割り当ての対象拡張

- IPv6のPI割り当てが認められる対象を、これまでの対象者に限定しない
 - これまでの対象者: クリティカルインフラストラクチャ、IX、マルチホームネットワーク
- JPNICに対して必要性が証明できれば上記以外のケースにおいてもIPv6のPI割り当てを認める

認められる例:

- ネットワークの規模または複雑さにより、リナンバを行うことが運用上現実的ではない
- リナンバを行うことにより、医療または公共面で重要な性質をもつサービスに影響を及ぼす可能性がある...等

変更点のまとめ

これまで	ポリシー改定施行後
JPOPM→APOPM→JPOPM →実装勧告	JPOPM→APOPM(内容変更なし) →実装勧告
IPv6 PI割り当て対象: クリティカルインフラ、IXP、マルチホームに限定	IPv6 PI割り当て対象: JPNICに必要性が証明できれば左記以外でも割り当て可能